第７９号議案

ユトリーナ蒲郡の設置及び管理に関する条例の一部改正について

ユトリーナ蒲郡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成２６年１２月３日提出

蒲郡市長　　稲　葉　正　吉

ユトリーナ蒲郡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

バーデゾーンに月額の利用料金の基準額を設定するため提案する。

ユトリーナ蒲郡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ユトリーナ蒲郡の設置及び管理に関する条例（平成１２年蒲郡市条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第６条関係）

区分	利用料金の基準額	
	中学生以上	小学生以下
バーデゾーン（１回）	７００円	３５０円
バーデゾーン（１月）	６，０００円	４，０００円
浴室（１回）	５００円	２５０円
バーデゾーン・浴室共通（１回）	１，０００円	５００円

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。